

第2子以降の出産に伴う育児休業中における在園児の保育利用（継続）について【Q&A】
《H28.10.21増補版》 ※追加した部分はQソとQタです。

<追加Q&A>

Qア 育児休業取得に伴い上の子が退園した場合、上の子、下の子に100点の加算がつくためには何か条件があるか？

Aア 育児休業取得に伴う一時退園であり、かつ産前6週（多胎児は14週）にあたる日の属する月の初日から出産した月の翌々月末までに退園した場合で、育児休業からの復職に伴い保育園の利用を申し込む場合に、上のお子さん、下のお子さんのそれぞれに100点を加算します。

出産した月の翌々月末を越えて上のお子さんが在園した場合は、その後、育児休業を理由に退園したとしても、加算の対象とはなりません。育児休業中に退職し、別の会社に就職したり、求職など別の事由で再度申し込まれる場合も加算の対象とはなりません。また、上のお子さんと下のお子さんの入園申請時期が異なる場合は、下のお子さんへの100点加算はありません。

Qイ 下の子どもに100点を加算するのは、他の子どもとの公平性に欠けるのではないか？

Aイ 育児休業取得により一時退園した上のお子さんについては、育児休業から復職する際に再入園できるように対応していきますが、そのためには、同じタイミングで下のお子さんでも保育園に入園できることが必要です。仮に、下のお子さんが入園できない場合、育児休業を延長せざるを得ないことが考えられ、結果として上のお子さんの再入園もかなわないという事態が生じかねないことから、下のお子さんにも100点を加算して優先的に入園できるように配慮し、安心して育児休業中にご家庭で保育していただける環境を整えたものです。

Qウ 上の子、下の子の受入枠の確保はどのように行うのか？

Aウ 基本的には通常の入園（上のお子さんは再入園）していただきます。毎年4月であれば、通常、新たな受入枠ができますので、その枠へ入園（再入園）していただくことを想定しています。また、施設・事業者の協力を得ながら、定員を超えて受入をしていただくことも想定しています。（保育士の配置や面積等に一定の基準があるため、際限なく受け入れられる訳ではありません。）

こうした受入枠では入園（再入園）が難しい場合は、「育児休業復帰後特別預かり事業」により、施設・事業者の協力を得ながら受入を行っていきます。（「育児休業復帰後特別預かり事業」については、所沢市ホームページに制度の概要を掲載していますので、そちらを参照してください。）

Qエ 本来、職場の育児休業は1年間。例えば11月に出産予定の場合、上の子、下の子ともに、翌年11月の途中入園は可能か？ 途中入園の枠はどのように確保するのか？

Aエ 年度途中（4月以外の月）の入園（再入園）を希望する場合の受入枠の確保についても、基本的にはAウでお答えした内容で行います。

なお、年度途中の受入枠の確保は、施設・事業者の状況等により、4月に比べて難しいことが予想されます。年度途中での入園（再入園）希望についても、しっかりと対応させていただきますが、4月の入園（再入園）でも良いとお考えのご家庭につきましては、4月入園でのお申込みをお願いいたします。

Qオ 育児休業からの復帰時に別の園を希望した場合も受入枠は確保してくれるのか？

Aオ 育児休業から復帰する際、上のお子さんが在園していた元の園ではなく、別の園を希望する場合は、上のお子さん、下のお子さんのそれぞれに100点を加算したうえで、通常の利用調整を行います。

Qカ 育児休業取得に伴う退園児童が1園の中で多くいた場合、その戻り枠の確保はどのように行うのか？

Aカ 基本的にはAウでお答えした内容で受入枠の確保を行います。入園（再入園）の時期が4月であれば、事前に施設・事業者と調整し、人数に応じた受入枠の確保を行うことを想定しています。ご質問のような事例が生じた場合は、個別のご相談の中で、最善策を講じてまいります。

Qキ 育児休業を1年間取得後、保育園に入れなければ育児休業を延長したいと考えている。申込みをすると、必ず入園になってしまうか？

Aキ 原則としては、入園（再入園）の申込みをいただいた時点で、入園（再入園）を実現できるように対応する考えですが、保護者の意向に応じて柔軟に対応することも想定しています。ご要望等がある場合は、事前に保育幼稚園課入園担当までご相談ください。

Qク 上の子が3歳児クラス以上でも、育児休業取得に伴う退園であれば加算がつくか？

Aク 上のお子さんが3歳児クラス以上であっても、育児休業取得に伴う退園であり、Aアの条件を満たす場合は、上のお子さん、下のお子さんのそれぞれに100点を加算します。

◇◆平成27年12月1日追加分◆◇

Qケ 再入園を希望する場合で、元の園を第一希望とせず、他の園を第一希望とした場合、第一希望の園に入園できなければ元の園に入園枠を確保してもらえるのか？

Aケ 再入園の希望園を元の園とせず、他の園を第一希望とし、第二希望以降に元の園を希望した場合は、入園枠の確保はせず、利用調整指数に100点を加算したうえで、通常の利用調整を行います。

Qコ 0歳児の受入を行っていない公立園に再入園を希望する場合で、下の子が0歳児クラスになる場合の枠の確保はどうか？

Aコ 上のお子さんが在園していた元の園が0歳児の受入を行っていない公立園であり、下のお子さんが0歳児クラス（当該年度の4月1日年齢が0歳）のうちに上のお子さんと同時に入園を希望する場合、0歳児の受入枠がないため下のお子さんは当該園には入園できません。この場合は、一旦、別の園を希望して入園していただき、下のお子さんが1歳児クラスになる4月に元の園に入園枠を確保して転園していただきます。一旦、別の園を希望して入園していただく際は、利用調整指数に100点を加算したうえで、通常の利用調整を行います。

なお、0歳児の受入について、4月1日現在で満6ヶ月になっていることなどを入園の条件としている私立保育園についても、上記と同様の取扱いとなります。（単に、保育実施年齢を6ヶ月～としている私立保育園は、この取扱いの対象とはなりません。入園できる月齢になってからのお申し込みとなります。）

Qサ 地域型保育事業や2歳児クラスまでの認可保育園に在園中に出産し、育児休業取得により一時退園となった場合で、再入園を希望する時期が、上の子が3歳児クラスになる場合、育児休業からの戻りの100点に加えて、地域型保育事業等の卒園加算が加算されるか？

Aサ 2歳児クラスまでの園に上のお子さんが在園しており、育児休業取得により一旦退園した場合で、退園した上のお子さんが3歳児クラスになる時期に再入園を希望するときは、元の園に再入園することができないため、再入園先は別園を希望していただくこととなります。

その際の加点方法は、以下のとおりとなります。

① 上のお子さん＝育児休業からの戻りの100点＋地域型等の卒園20点

※連携施設や系列園であるか否かにかかわらず、他の利用調整指数とのバランスを考慮して上限を120点とします。

② 下のお子さん＝育児休業からの戻りの100点

Qシ 会社の都合で急きょ育児休業から復帰しなければならなくなったが、再入園の枠の確保はできるか？

Aシ 急な復帰時期の変更や希望園の変更の場合、園との調整が間に合わず、入園（再入園）が難しくなる場合があります。保育幼稚園課が行う意向確認は、退園後（下のお子さんを出産後）に行うことを基本に考えていますので、それよりも前に復帰時期等の意向を伝えたい場合は、早めに在園している保育園等にお伝えいただくか、保育幼稚園課までご連絡をお願いします。

Qス 1月中に出産し、3月末日で一旦退園となった場合、4月初日から新たに入園すると100点加算の対象になるか？

Aス 1月中に下のお子さんを出産した場合、上のお子さんの在園できる期間は3月末までになりますが、3月中に短期間の育児休業を取得して、その育児休業の取得に伴って3月末で一旦退園し、翌月の4月から復職のため再入園する場合（実質的に退園している期間が全くない場合）は、他の利用者との公平性に鑑み、以下の取扱いになります。

①元の園を希望の場合

上のお子様：実質的な継続としてそのまま在園

下のお子様：枠の確保をせず、通常の利用調整（100点加算なし）

②別の園を希望の場合

上のお子様、下のお子様ともに、通常の利用調整（100点加算なし）

なお、入園（再入園）の際、枠の確保や100点加算の対象となるのは、産後2ヵ月後から1ヶ月以上の実質的な退園期間があることが必要となります。

◇◆平成28年8月24日追加分◆◇

Qセ 下の子を2月に出産予定で、出産に先立って1月末に上の子が退園した場合、4月入園の利用調整で上の子、下の子、共に100点加算の対象になるか？

Aセ なりません。ご質問のケースで100点加算になるのは、2月に出産した場合、産後2ヵ月にあたる4月末から実質的な1ヶ月以上の退園期間をはさんだ6月入園の利用調整からです。上記Aスと重複しますが、入園（再入園）の際、枠の確保や100点加算の対象となるのは、育児休業を取得し、産後2ヵ月後から1ヶ月以上の実質的な退園期間があることが必要となります。（産後2ヵ月までは出産要件での在園も希望すれば可能な為）

◇◆平成28年10月21日追加分◆◇

Qソ 2人目の育休取得に伴い、1人目の子どもが退園になった。4月の職場復帰までに、3人目を妊娠したため、育休延長し（職場復帰せずに）出産後、引き続き3人目の育休を取得する予定でいる。3人目の育休から復帰する際、元園への入園を希望したら3人目まで受入枠の確保がされるか？また元園以外を希望した場合、100点加算は3人目まで適用されるか？

Aソ 1人目のお子さんが一旦退園となった理由は、2人目のお子さんの育児休業取得によるものですので、1人目のお子さんが再入園する際に枠の確保や100点加算を行うのは2人目のお子さんまでとなります。ご質問のように、1人目のお子さんが一旦退園中に3人目のお子さんを妊娠・出産され、育児休業を取得（延長）したとしても、3人目のお子さんの育児休業は1人目のお子さんが一旦退園したこととは直接は関係がありませんので、3人目のお子さんは枠の確保や100点加算の対象とはなりません。

Qタ 育児休業取得により子どもが一旦退園し、その後、市外に転出した場合、再入園の枠確保や100点加算の対象となるか？

Aタ 市外在住の方が所沢市内の保育園等を利用している場合で、育児休業を取得することになったときは、保育の継続はできず、退園していただくこととなります。これと同じ考えで、育児休業取得により一旦退園したお子さんが、その後市外に転出した場合は、再入園の際の枠の確保や100点加算の対象とはなりません。

<育児休業中における在園児の保育の継続利用に関するQ & A>

Q1 なぜ育児休業を取得すると上の子が退園となるのか？

A1 育児休業中は、ご家庭での保育が可能ですので、原則として保育の必要性には該当しないこととなります。また、育児休業期間中はお父さん、お母さんと子どもたちと一緒に過ごし子どもたちのペースに合わせて生活をする中で、兄弟姉妹親子関係を築く良い機会としていただくため、市といたしましても育児休業中の保育園以外の保育サービス（一時預かり事業や地域子ども・子育て支援事業）についても充実をはかってまいります。また、ご家庭で過ごす間、保育園での園庭遊びや行事の参加など、在園時のお友達と過ごす機会を設けるなど施設に協力を求めています。

Q2 一度退園したら、その枠に他の子が入園してしまい、育児休業から復帰したときの入園申請の際にわが子（育児休業取得のために一度退園した園児）が戻るところが無くなってしまわないか？絶対に戻れる保障があるのか？

A2 育児休業取得のために一度退園された園児につきましては、利用調整の際に指数の中で加算をつける等の措置を講じるとともに、受入枠の確保について施設や事業者の協力を得ながら、育児休業終了時に当該園児が元の園に入園できるように対応していきます。

Q3 平成27年4月にやっと入園できたのに、同年4月に下の子を出産したら上の子はすぐに退園となるのか？

A3 0歳から2歳児クラスの上のお子さんは、平成27年4月1日以降に出産（第2子以降）し、育児休業を取得する場合で、保育の継続事由に該当しない場合は在園できません。

Q4 なぜ平成27年度から実施となるのか？

A4 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度の中で、育児休業中の保育が一定の条件の下で可能と位置づけられました。

育児休業中の保育については、これまで継続申立書（育児休業中における保育実施の継続申立書）の提出により、施設ごとに国の対応方針に該当するか否かを判断し、保育

の必要性が認められた場合に継続とさせていただきます。子ども・子育て支援新制度では、一定の条件の下で、保育を必要とする認定事由として「育児休業」が位置づけられたことに伴い、市が保護者からの申請により、保育の継続を実施するか否かの決定を行うことになりました。

Q 5 退園時は2歳児クラスだったが、次の4月から3歳児クラスに上がる場合、育児休業中であっても上の子は4月から入園が可能か？

A 5 退園時に2歳児以下のクラスで、一度退園した園児につきましては、保護者の方が育児休業中の間は保育の必要性がございませんので再入園ができません。育児休業終了時に、利用調整指数に100点を加算したうえで、あらためて利用調整させていただきます。

Q 6 父親が育児休業を取得し、母親が仕事に復帰する場合も、退園しなければいけないか？

A 6 父母のどちらかが育児休業を取得し、保育の継続事由に該当しない場合は在園できません。ただし、父親が育児休業を取得する場合で、その期間が出産の翌々月末までの期間に含まれるときは、その期間は在園することができます。

<育児休業中における在園児の保育の継続事由に関するQ & A>

Q 7 「出産した母親の疾患」と継続事由にあるが、それをどのように証明するのか？ その場合における保育の継続の実施期間は？

A 7 医師からの診断書（市指定の様式あり）を提出していただき、医師の診断に基づく期間となります。

Q 8 保育の継続事由に新たに加えられた「在園児の家庭における保育環境等を考慮し、引き続き保育所等を利用することが必要と認められる場合」とは、具体的にどういった場合か？

A 8 ご家庭における保育環境等の状況をうかがったうえで、ご家庭での保育に相当程度の不安があり、子どもに影響を与えることが想定できる場合などです。

具体的には、配偶者や祖父母等の支援が望めず、孤立した保育環境になる、出生児の保育だけでも保護者の心身の負担が相当程度に大きいと見込まれる場合などを想定しています。

Q 9 「在園児の家庭における保育環境等を考慮し、引き続き保育所等を利用することが必

要と認められる場合」に該当するかどうかは、自分で判断して申請するのか？

A 9 育児休業中はご家庭で保育していただきたいという考えではありますが、ご家庭での保育に何らかの不安を抱かれている方で、上のお子さんの保育継続の必要があるとお考えの方は、まず、ご自分の判断で利用継続の申請をしていただきます。

Q10 申請をした場合、家庭における保育環境をどのように把握するのか？

A10 育児休業を取得予定で、保育の継続を申請する保護者の方（ご家庭での保育に相当程度の不安を抱かれている方）のご家庭の状況等を、保育幼稚園課の職員が当該保護者の方から直接お話を伺い（面接又は電話）ます。

Q11 育児休業中における在園児の保育の継続利用が決定された場合、保育支給認定証はどうなるのか？

A11 保育の継続利用が決定された場合、保育の認定事由が「育児休業」になり、保育必要量も保育短時間（8時間）認定にそれぞれ変更になります。なお、変更前に保育標準時間（11時間）認定を受けていた方は保育料も変更になります。市から継続決定通知書が届きましたら、お手持ちの保育支給認定証を返却してください。変更後の保育支給認定証を改めて送付いたします。

Q12 保育の継続事由に該当しない又は保育の継続利用が決定されなかった場合の手続きは？

A12 原則として、市への退園届の提出と保育支給認定証の返却をしてください。

<利用調整・入園に関するQ & A>

Q13 育児休業取得に伴い一度退園した後、職場に復帰して再度の入園を希望する場合、利用調整指数の加算はどのようになるか？

A13 上のお子さんに加え、下のお子さん（育児休業取得の対象となった児童）にも利用調整指数に100点を加算します。これにより、兄弟姉妹ともに優先的な利用調整が可能となります。ただし、下のお子さんへの100点加算は、上のお子さんと同時に入園申請した場合に限ります（同園希望でなくても加算されます）。

Q14 育児休業取得に伴い一度退園し、一年以上育児休業を取得した後に復帰し、入園を希望する場合は加算をつけてくれるのか？ 職場自体、年度の途中では戻りたくても戻れない。

A14 育児休業取得により保育の継続を受けられなかった方は、一年以上育児休業を取得する場合においても、育児休業から復帰する際の入園申請に際しては、優先利用の考え方に基づき、利用調整指数の中で 100 点の加算をつけて利用調整を行います。

Q15 育児休業復帰の入園申請の際に兄弟姉妹が別の施設に入園となることはないのか？

A15 育児休業明けの入園申請につきましては、利用調整の際に指数の中で加算をつける等の措置を講じるとともに、受入枠の確保について施設や事業者の協力を得ながら、兄弟姉妹が同一施設に入園できるように対応していきます。（下のお子さんの同時同園の入園につきましては、施設の状況等により難しい場合がございます。）

Q16 在園していた施設以外の施設に入園の希望を出すことはできるのか？

A16 可能です。その場合も、上のお子さん、下のお子さんのそれぞれに 100 点の加算がつきます（同時に入園申請した場合に限ります）。

Q17 育児休業中に上の子が継続して在園した場合、育児休業から復帰する際は、下の子への加算等はあるか？

A17 育児休業中に保護者が保育している場合の調整指数として、6 点の加算がつきます。

<その他に関するQ & A>

Q18 入園のしおりに「現行制度の取り扱いをふまえ」とある。「保護者の希望や地域の実情を踏まえ」ともある。待機児童が少ない地域に住んでいると思われるので、退園しなくてもよいか？

A18 保育の必要性がない場合は退園となります。所沢市において待機児童が発生している状況であることから、地域に関係なく市内一律の取扱いといたします。

Q19 育児休業中は保育園等を退園し、幼稚園に行くことも可能か？

A19 3歳以上であれば幼稚園も可能となります。改めて育児休業明けに保育園を申請することも可能です。その場合も、上のお子さん、下のお子さんのそれぞれに 100 点の加算がつきます。

Q20 家庭での保育になった場合、保育園・地域型保育事業以外で受けられる子育て支援サービスは？

A20 一時預かり事業の利用や地域子ども・子育て支援事業の充実を図っていきます。

Q21 現在上の子が2歳児クラスで、12月中に出産した場合、産後2ヶ月（翌年2月末）で退園となるのか？ 残り1ヶ月で退園しなければならないのか？ 上の子が3歳児クラスになるその1ヶ月、残ることは出来ないのか？

A21 産後休暇後に育児休業を取得する際に、保育の継続事由に該当しない場合は在園できません。産後休暇中に年度をまたいだ場合（2月1日以降の出産）は、引き続き在園することが可能となる取扱いになります。

Q22 産後休暇明けで職場に復帰する予定者は、保育の継続が可能か？ 生まれた子の保育園申請が通らなかった場合、生まれた子の預け先が決まるまで育休を取ることは可能か？

A22 産後休暇明けの職場復帰の場合には引き続き保育の利用が可能となります。また、生まれた子の預け先が決まらず、育児休業を取得される場合、保育の継続事由に該当しない方は、在園できなくなります。

Q23 「子育てしやすいまち」に逆行する制度ではないですか？

A23 育児休業中も保育園への継続利用が可能であるということ＝「子育てしやすいまち」ということではなく、子ども・子育てを取り巻く様々な環境の中で、保育園はその一部です。A1の内容のように親子が触れあう大切さを確認する期間と考えていただければと思います。育児休業の取得により保育が可能な環境にあるときは、ご家庭で子育てをしていただくことをお願いし、保育園等を必要とする方（就労等の事由で保育ができない方）にご利用いただくべきと考えております。